

## 救急搬送証明書の取扱要綱

平成12年3月10日浜消達第35号

改正 平成17年6月28日浜消達第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市救急業務取扱規程（平成17年浜松市消防本部訓令甲第4号）第44条救急搬送証明書の交付に基づいて、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(証明書及び証明事項)

第2条 救急搬送証明書（第1号様式）は、当市の消防機関が収容し、医療機関その他の場所へ搬送した事実に基づき、搬送日時、収容場所、被搬送者の住所氏名及び年齢、搬送隊等の搬送状況を証明するものとする。

(証明書の交付責任者等)

第3条 救急搬送証明書の交付は、消防長が行うものとする。

2 前項に規定する交付に関する事務は、消防本部警防課長及び消防署長が行うものとする。

(証明書の交付対象者)

第4条 救急搬送証明書は、被搬送者及びその親族並びに保険金受取人（以下「関係者」という。）に交付するものとする。ただし、代理申請の場合で、関係者の委任状がある場合は、この限りでない。

2 救急搬送証明書の交付を受けようとする者は、救急搬送証明交付申請書（第2号様式）により申請しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 救急搬送証明交付申請書により、申請があった場合は、消防長は実情を調査し、速やかに交付しなければならない。

2 前項に規定する調査は、救急活動報告書により行うものとする。

(交付手続)

第6条 救急搬送証明書の交付手続きは、火災に関する証明書の取扱要綱（平成9年浜消達第31号。以下「火災証明要綱」という。）第7条第1項から第8条第1項までを準用する。この場合において、証明書交付台帳を第3号様式とし、り災証明書を救急搬送証明書に、予防課長を警防課長と読み替える。

(手数料の徴収)

## 第7条 削除

(証明書の記載)

第8条 救急搬送証明書の記載は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発行番号は、部署別に証明書交付台帳ごとの連番とし、年度ごととする。
- (2) 搬送日時は、消防機関が収容し、現場を発進した日時とする。
- (3) 搬送日時、収容場所欄等は、救急搬送証明交付申請書に記載の日時、場所等と調査結果を照合して記入する。
- (4) 被搬送者欄は、搬送日時における被搬送者の住所、氏名及び年齢を記入する。
- (5) 搬送先医療機関等は、最終に搬送した医療機関その他の場所の所在地又は住所及び名称を記入する。
- (6) 搬送隊欄は、搬送した隊の所属名及び隊名を記入する。
- (7) 削除

(文書の保存)

第9条 本要綱に規定する文書の保存は、浜松市文書規程(昭和46年市訓令甲第8号)に基づき整理し保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

# 救急搬送証明書

搬送日時	平成 年 月 日 時 分ごろ		
収容場所			
被搬送者	住所		
	氏名及び年齢	歳	
搬送先 医療機関等			
搬送隊名			
上記のとおり相違ないことを証明します。			
浜消 (証) 第 号 平成 年 月 日			
浜松市消防局 消 防 長			

第2号様式（第4条関係）

署 課	長 長	主 補	幹 佐	グループ長	グループ員

別紙により証明書を交付いたします。

平成 年 月 日

## 救 急 搬 送 証 明 交 付 申 請 書

(あて先)

平成 年 月 日

浜松市消防長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及  
び代表者氏名

⑩

年 月 日 時ごろ救急事案により搬送されましたので、証明書の交付を申請します。

* 収容場所	* 市 丁目 番 号 郡 町 番地 棟 階 号室
* 被搬送者 氏名及び 年齢	* 歳 申請人との関係
提出先及び提出 する理由	提 出 先 理 由 部 数
	通
	通
	通
計 通	
受付欄	経 過 欄
	発行番号

記入の方法

- 1 「申請者」欄の住所等欄は、現住の住所等を記入してください。
- 2 「収容場所」欄は、できるだけ詳しく記入してください。(例) ○○番地○○アパート2階○号室など。
- 3 「提出先及び提出する理由」欄は、提出する役所名又は会社名を記入し、そのうしろに提出理由を書いてください。(例) ○○市役所、○○保険株式会社・労災保険請求のためなど。
- 5 \*印の記入欄は、申請者と同一の場合には記載不要とします。

